

鳥取県告示第 322 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
73	株式会社山陰 合同銀行倉吉 駅前出張所	小売りさばき人 の名称	山陰合同銀行 倉吉駅前支店	山陰合同銀行 倉吉駅前出張所	平成 20 年 4 月 21 日